

和歌山県特別職報酬等審議会 第2回会議次第

日 時：令和8年7月23日（木）午前10時00分～

場 所：特別会議室

1 開会

2 議事

- (1) 改定額
- (2) 改定時期
- (3) その他

3 閉会

事業所規模 5 人以上の給与額の推移（和歌山県・全国）

※厚生労働省「毎月勤労統計調査」年平均

1 現金給与総額（事業所規模 5 人以上）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
（和歌山県）																				
現金給与総額（円）	<u>299,580</u>	298,886	304,435	293,255	288,464	276,664	271,059	276,021	276,799	273,821	282,187	288,367	284,072	276,047	270,249	287,843	292,932	294,361	297,135	<u>310,281</u>
対前年比		-0.23%	1.86%	-3.67%	-1.63%	-4.09%	-2.03%	1.83%	0.28%	-1.08%	3.06%	2.19%	-1.49%	-2.82%	-2.10%	6.51%	1.77%	0.49%	0.94%	4.42%
対H18年比																				3.57%
（全国）																				
現金給与総額（円）	<u>336,623</u>	330,934	331,928	316,232	318,307	317,754	315,334	316,023	319,175	315,856	317,862	319,453	323,547	322,552	318,405	319,461	325,817	329,777	347,994	<u>355,941</u>
対前年比		-1.69%	0.30%	-4.73%	0.66%	-0.17%	-0.76%	0.22%	1.00%	-1.04%	0.64%	0.50%	1.28%	-0.31%	-1.29%	0.33%	1.99%	1.22%	5.52%	2.28%
対H18年比																				5.74%

2 所定内給与（事業所規模 5 人以上）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
（和歌山県）																				
所定内給与（円）	<u>233,391</u>	228,756	233,127	230,056	228,366	218,048	221,717	221,235	222,498	222,578	222,178	224,022	221,471	215,101	212,367	225,148	225,656	229,251	229,677	<u>239,620</u>
対前年比		-1.99%	1.91%	-1.32%	-0.73%	-4.52%	1.68%	-0.22%	0.57%	0.04%	-0.18%	0.83%	-1.14%	-2.88%	-1.27%	6.02%	0.23%	1.59%	0.19%	4.33%
対H18年比																				2.67%
（全国）																				
所定内給与（円）	<u>253,322</u>	250,158	251,502	246,353	245,677	244,620	243,709	242,526	242,962	240,820	241,519	242,646	244,670	244,432	244,968	245,709	248,529	251,257	262,325	<u>267,532</u>
対前年比		-1.25%	0.54%	-2.05%	-0.27%	-0.43%	-0.37%	-0.49%	0.18%	-0.88%	0.29%	0.47%	0.83%	-0.10%	0.22%	0.30%	1.15%	1.10%	4.41%	1.98%
対H18年比																				5.61%

- ・現金給与総額 …賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず労働者に支払われるもの（所得税、社会保険料等を差し引く前の金額）。退職金は含まれない。
- ・所定内給与 …きまって支給する給与（基本給、家族手当等）のうち、所定外給与（超過労働給与）や特別給与（賞与・ボーナス等の一時金など）以外のもの

民間給与実態調査の対象事業所（人事院・人事委員会）

○民間給与実態調査について

- ・ 国家公務員の給与制度を所管する人事院と、地方公共団体の人事委員会が分担して実施する統計法に基づく政府統計
- ・ 国家公務員及び地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するために作成しており、公務員の給与を改定する勧告の基礎資料として活用
⇒ 公務員の給与は、本調査で得られた民間企業の給与額等を基に決定

○調査対象事業所

- ・ 全産業の企業規模 100 人以上かつ事業所規模 50 人以上の民間事業所
- ・ 民間給与実態調査は、人事院と各都道府県等人事委員会との共同調査となっているため、調査対象規模は全国同じ

※H18～R7の調査対象事業所は、企業規模 50 人以上かつ事業所規模 50 人以上

※人事院（人事委員会）は、行政課題の複雑化・多様化する中で、公務員の業務の重要性・困難性が高まっており、公務の職務・職責に照らして適切な比較対象として、より規模の大きな企業と比較する必要があるとし、R7から比較対象企業規模を従来の 50 人以上から 100 人以上に見直し

1 近年の改定状況（令和7年度～）

部長級・幹部職員の給与改定率やその累積等を考慮した団体（8団体）

		知事	副知事	適用年月日	議長	副議長	議員	適用年月日
香川県	改定前	1,285	980	H16.4.1	940	850	800	H16.4.1
	改定後	1,310	1,000	R7.4.1	960	860	810	R7.4.1
	増減額	25	20		20	10	10	
	// 率	1.9%	2.0%		2.1%	1.2%	1.3%	
島根県	改定前	1,280	1,000	R6.8.1	970	850	790	R6.8.1
	改定後	1,290	1,010	R7.8.1	980	860	800	R7.8.1
	増減額	10	10		10	10	10	
	// 率	0.8%	1.0%		1.0%	1.2%	1.3%	
岩手県	改定前	1,250	970	R6.10.1	910	820	790	R6.10.1
	改定後	1,290	1,000	R7.10.1	940	850	820	R7.10.1
	増減額	40	30		30	30	30	
	// 率	3.2%	3.1%		3.3%	3.7%	3.8%	
山形県	改定前	1,240	954	H31.4.1	904	807	778	H31.4.1
	改定後	1,289	991	R8.1.1	939	839	808	R8.1.1
	増減額	49	37		35	32	30	
	// 率	4.0%	3.9%		3.9%	4.0%	3.9%	
愛知県	改定前	1,411	1,118	R7.1.1	1,237	1,088	999	R7.1.1
	改定後	1,450	1,149	R8.1.1	1,271	1,118	1,026	R8.1.1
	増減額	39	31		34	30	27	
	// 率	2.8%	2.8%		2.7%	2.8%	2.7%	
東京都	改定前	1,476	1,205	R7.4.1	1,288	1,162	1,036	R7.4.1
	改定後	1,517	1,238	R8.4.1	1,324	1,194	1,065	R8.4.1
	増減額	41	33		36	32	29	
	// 率	2.8%	2.7%		2.8%	2.8%	2.8%	
三重県	改定前	1,300	1,025	R7.4.1	1,036	914	843	R7.4.1
	改定後	1,334	1,052	知事R8.10.1 副知事R8.4.1	1,063	938	865	R8.4.1
	増減額	34	27		27	24	22	
	// 率	2.6%	2.6%		2.6%	2.6%	2.6%	
高知県	改定前	1,220	940	H22.4.1	900	820	770	H22.4.1
	改定後	1,310	1,010	R8.4.1	970	880	830	R8.4.1
	増減額	90	70		70	60	60	
	// 率	7.4%	7.4%		7.8%	7.3%	7.8%	

一般職の給与改定率やその累積等を考慮した団体（7団体）

		知事	副知事	適用年月日	議長	副議長	議員	適用年月日
静岡県	改定前	1,301	1,063	H28.4.1	1,023	904	834	H28.4.1
	改定後	1,349	1,102	R7.4.1	1,061	937	865	R7.4.1
	増減額	48	39		38	33	31	
	// 率	3.7%	3.7%		3.7%	3.7%	3.7%	
滋賀県	改定前	1,250	980	H27.8.1	980	850	800	H27.8.1
	改定後	1,320	1,030	R7.4.1	1,030	900	840	R7.4.1
	増減額	70	50		50	50	40	
	// 率	5.6%	5.1%		5.1%	5.9%	5.0%	
鳥取県	改定前	1,200	945	R6.4.1	999	871	813	R6.4.1
	改定後	1,237	974	R7.4.1	改定なし			
	増減額	37	29					
	// 率	3.1%	3.1%					
北海道	改定前	1,380	1,100	H4.10.1	1,160	1,040	900	H4.10.1
	改定後	1,450	1,150	R8.4.1	1,210	1,090	940	R8.4.1
	増減額	70	50		50	50	40	
	// 率	5.1%	4.5%		4.3%	4.8%	4.4%	
茨城県	改定前	1,340	1,080	H7.4.1	1,010	900	850	H7.4.1
	改定後	1,380	1,090	R8.4.1	1,100	980	900	R8.4.1
	増減額	40	10		90	80	50	
	// 率	3.0%	0.9%		8.9%	8.9%	5.9%	
栃木県	改定前	1,290	1,010	知事H20.1.1 副知事H19.4.1	990	900	830	H20.1.1
	改定後	1,370	1,080	R8.4.1	1,060	960	890	R8.4.1
	増減額	80	70		70	60	60	
	// 率	6.2%	6.9%		7.1%	6.7%	7.2%	
新潟県	改定前	1,300	1,018	R7.4.1	1,008	882	807	R7.4.1
	改定後	1,326	1,038	R8.4.1	1,028	900	823	R8.4.1
	増減額	26	20		20	18	16	
	// 率	2.0%	2.0%		2.0%	2.0%	2.0%	

（注）金額の単位：千円

鳥取県は年度当初(4月)に遡及して改定

三重県は答申では4月改定だが、知事のみ10月改定として条例改正

1 近年の改定状況（令和7年度～） つづき

財政力指数類似団体との均衡等を考慮した団体（2団体）

		知事	副知事	適用年月日	議長	副議長	議員	適用年月日
宮城県	改定前	1,310	1,020	H18.4.1	1,020	910	840	H18.4.1
	改定後	1,340	1,040	R7.4.1	1,040	930	860	R7.4.1
	増減額	30	20		20	20	20	
	// 率	2.3%	2.0%		2.0%	2.2%	2.4%	
秋田県	改定前	1,210	930	H18.7.1	910	810	780	H5.4.1
	改定後	1,240	950	R8.4.1	930	830	800	R8.4.1
	増減額	30	20		20	20	20	
	// 率	2.5%	2.2%		2.2%	2.5%	2.6%	

地域手当を廃止し給料と一元化した団体（1団体）

		知事	副知事	適用年月日	議長	副議長	議員	適用年月日
京都府	改定前	1,292	1,023	H18.4.1	1,120	1,030	960	H8.3.1
	改定後	1,413	1,119	R8.4.1	改定なし			
	増減額	121	96					
	// 率	9.4%	9.4%					

（注）金額の単位：千円

【概要】 政務活動費について

1 目 的

議員の調査研究その他の活動（県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動）に資するために必要な経費の一部として、会派及び議員に交付するもの。

（経費種別）調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費、人件費

【条例第 1 条及び第 2 条】

2 交付額（条例第 4 条及び第 5 条）

会派に対し所属議員 1 人につき 3 万円／月、議員に対し 2 7 万円／月を交付。

※会派＋議員分で年間 1 人あたり 3 6 0 万円

【条例第 4 条及び第 5 条】

3 年間スケジュール

4 月 会派結成届の提出 → 交付決定

〃 第 1 四半期（4 ～ 6 月）分支払

7 月 第 2 四半期（7 ～ 9 月）分支払

1 0 月 第 3 四半期（1 0 ～ 1 2 月）分支払

1 月 第 4 四半期（1 ～ 3 月）分支払

翌 4 月 収支報告書の提出 → 残余额があれば（出納閉鎖までに）返納【条例第 1 0 条】

4 情報公開

- ・ 翌年 4 月末日までに議長宛て提出された収支報告書及び添付書類（領収書等）は、7 月 1 日から議会事務局内で閲覧可（閲覧のみであれば公文書開示請求不要）。

【条例第 1 2 条、規程第 7 条】

- ・ 収支報告書（かがみ）は県議会ホームページでも公開（平成 2 9 年度交付分～）。

5 制度経過

H12. 5.24 地方自治法改正

H13. 3.27 条例制定（H13～政務調査費として会派 6 万円／人、議員 24 万円交付）

H19. 3.14 条例改正（H20～交付割合を会派 3 万円、議員 27 万円へ変更）

H24. 8.29 地方自治法改正

H24.12.28 条例改正（政務調査費→政務活動費）

6 参考

和歌山県政務活動費の交付に関する条例（別紙）

和歌山県政務活動費の交付に関する規程（別紙）

和歌山県政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第34号）（抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、和歌山県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（以下「会派」という。）及び議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第2条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 略

（会派に係る政務活動費）

第4条 会派に係る政務活動費は、月額3万円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

2 前項の所属議員数は、毎月1日における各会派の所属議員数による。

3・4 略

（議員に係る政務活動費）

第5条 議員に係る政務活動費は、月額27万円とし、毎月1日に在職する議員に対し交付する。

2 略

（政務活動費の返還）

第10条 略

2・3 略

4 知事は、政務活動費の交付を受けた会派又は議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務活動費による支出（第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

（収支報告書）

第11条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、当該政務活動費に係る収支報告書を、別に定めるところにより、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

2・3 略

4 前3項の収支報告書を提出するときは、別に定めるところにより政務活動費の支出に係る領収書の写し又は支払証明書の写しを添付しなければならない。

（収支報告書の保存及び閲覧）

第12条 前条の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、提出すべき期日の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

（透明性の確保）

第13条 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

和歌山県政務活動費の交付に関する規程（平成13年3月30日制定）（抄）

（証拠書類等の整理保管）

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の政務活動費経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を作成しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（収支報告書の閲覧）

第7条 条例第12条第2項の規定による収支報告書の閲覧は、当該報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日からすることができる。

2 条例第12条第2項の規定による収支報告書の閲覧は、議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間にしなければならない。